

店頭デリバティブ取引に係るご注意

セントラル短資 F X 株式会社

- 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象とされている店頭デリバティブ取引であるため、当社はお客さまから事前に要請がない限り、訪問・電話による勧誘は行ないません。 (注 1)

※お客さまが訪問・電話によりこの取引に関する勧誘を業者から受けられた場合には、それがお客さまご自身の要請に基づくものかどうかをご確認ください。

- 本取引では、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生することがあります。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回ることもありますので、本取引の内容等を十分にご理解いただいたうえでお取引くださるようお願いいたします。

- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等は、次のお問い合わせフォームにお寄せください。

<https://www.central-tanshifx.com/support/about/>

- なお、お取引についてのトラブル等の解決には、以下の ADR(注 2)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注 1) 以下に該当するお客さまには適用されません。

- 当該取引に関して特定投資家に移行されているお客さま
- 勧誘の日から遡って 1 年の間に 2 以上お取引をされたお客さま、または勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客さま
- 外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客さまが、保有する資産または負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的として取引される場合

(注 2) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらずに民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与してその解決を図る手続きをいいます。

※ADR 機関の連絡先は、当社ウェブサイトのトップページの一番下にあるバナーに掲載されています。